

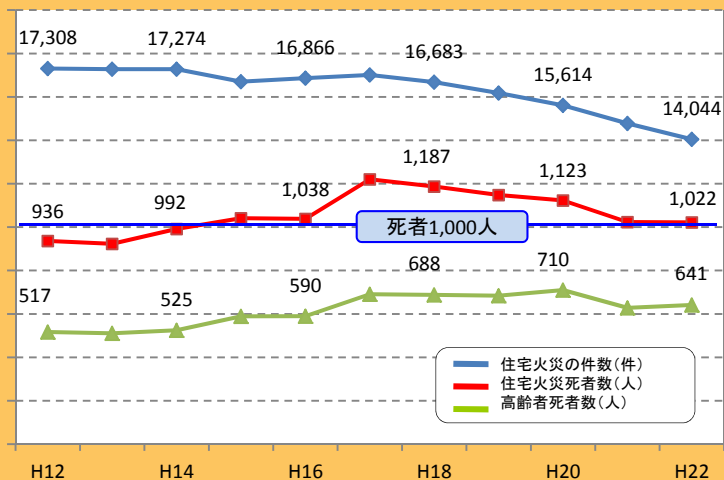
住宅用火災警報器設置対策基本方針の概要

(平成23年9月7日 住宅用火災警報器設置対策会議決定)

1 本方針の背景

●住宅火災による死者

- ・死者数は1,000人を超える高水準(建物火災の約9割)
- ・死者の約6割が65歳以上の高齢者



⇒ 死者数、火災件数は徐々に減少しているものの、被害のさらなる軽減を図るために働きかけを進める必要がある。

●住宅用火災警報器設置の義務化

- ・平成16年消防法改正により全住宅の寝室等に設置が義務化
- ⇒ 平成23年6月に全国的に義務化の時期を迎えた。

●住宅用火災警報器の普及状況

- ・平成23年6月時点での推計結果

H22年までに義務化	75.6%
H23年義務化	66.5%
全体	71.1%

⇒ 未だ設置していない世帯が約3割



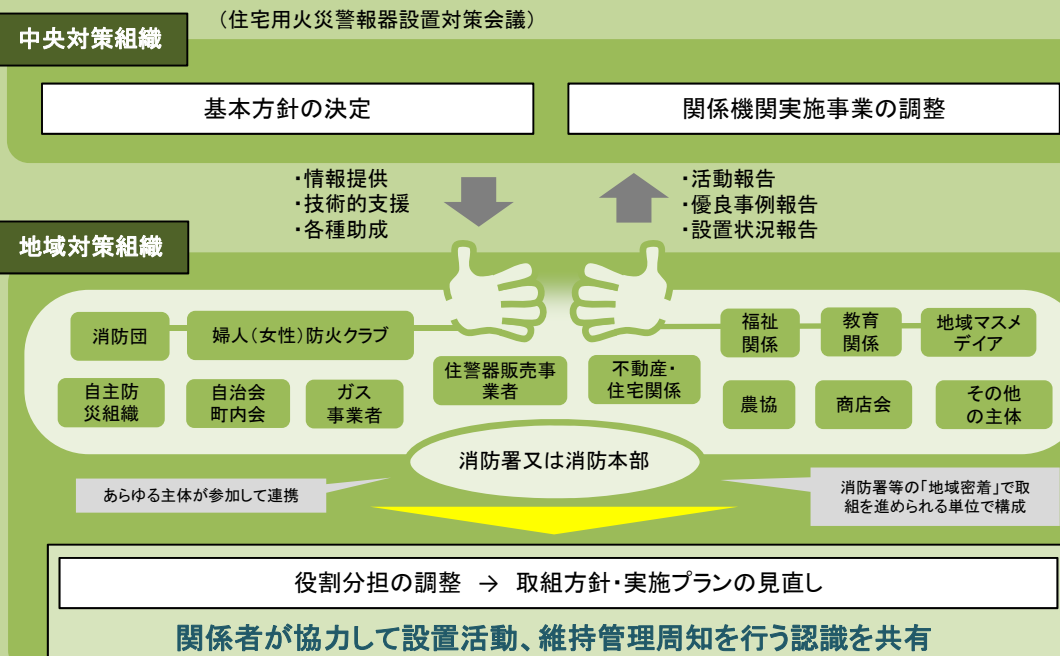
2 基本方針

●基本的な考え方

- (1) 住警器の未設置世帯に対する働きかけの強化
⇒ マスメディア等、幅広い分野のあらゆる主体に対して未設置世帯に対する働きかけを求めるなど、設置義務を社会全体の課題として徹底する必要がある。
- (2) 住警器の奏功事例等の積極的な周知
⇒ 各地域で住宅火災が発生した場合に、火災原因調査で住警器の設置状況及び作動状況を把握し、奏功事例を、マスメディア等に対し情報提供を行う。
- (3) 住警器の維持管理に関する広報の強化
⇒ 定期的な動作確認、適切な維持管理の方法について、広報の強化を図る。

●住警器の設置、維持管理周知を強力に進めるための体制整備

⇒ これまで住警器の設置促進に多大な貢献を果たしてきた消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織、町内会、自治会等の地域社会に密着した推進主体(地域コミュニティ)が引き続き一体となって働きかけを行う。



住宅用火災警報器の早期設置と維持管理を徹底するため、今までの推進組織を対策組織に変え継続して啓発を図る。